

原子力研究整備委員会要項及び京都大学教室系技術職員に係る組織要項新旧対照表

改 正 前	改 正 後
<p style="text-align: center;"><b>原子力研究整備委員会要項</b> (昭和33年6月16日総長裁定)</p> <p>1 京都大学に原子力研究整備委員会を置く。</p> <p>2 委員会は、京都大学における原子力の研究、利用並びにその施設の整備に関する重要事項を審議する。</p> <p>3 委員会は、次の職員で組織する。 (1)～(9) (略) (10) <u>原子炉実験所長</u> (11)～(15) (略) 職務上委員となる者のほかは、総長が委嘱するものとし、その任期は、2年とする。 (後 略)</p> <p style="text-align: center;"><b>京都大学教室系技術職員に係る組織要項</b> (平成3年1月22日総長裁定)</p> <p>(前 略) (企画運営専門委員会)</p> <p>第5 総合技術部委員会の下に、総合技術部の企画や運営にかかる事項について、具体的に検討するため、企画運営専門委員会(以下「専門委員会」という。)を置く。</p> <p>2 専門委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。 (1) 総合技術部次長 (2) 総合技術部長が指名する技術部(防災研究所及び<u>原子炉実験所</u>にあつては技術室)を置く部局に所属する教員 3名 (3) 総合技術部長が指名する技術部を置く部局に所属する技術長(防災研究所及び<u>原子炉実験所</u>にあつては技術室長) 2名 (4) 総務部人事課長 (5) その他総合技術部長が必要と認めた者</p> <p>3～8 (略) (中 略) (技術長会議)</p> <p>第7 総合技術部委員会の下に、技術長会議を置く。</p> <p>2 技術長会議は、総合技術部次長、技術長並びに防災研究所及び<u>原子炉実験所</u>の技術室長、企画・情報部情報基盤課長並びに総合技術部次長が指名する技術職員で組織する。</p> <p>3～6 (略) (後 略)</p>	<p>1 } 2 } (同 左) 3 } (1)～(9) } (10) <u>複合原子力科学研究所長</u> (11)～(15) } (同 左)</p> <p>(企画運営専門委員会)</p> <p>第5 } 2 } (同 左) (1) 総合技術部次長 (2) 総合技術部長が指名する技術部(防災研究所及び<u>複合原子力科学研究所</u>にあつては技術室)を置く部局に所属する教員 3名 (3) 総合技術部長が指名する技術部を置く部局に所属する技術長(防災研究所及び<u>複合原子力科学研究所</u>にあつては技術室長) 2名 (4) 総務部人事課長 (5) その他総合技術部長が必要と認めた者</p> <p>3～8 (同 左)</p> <p>(技術長会議)</p> <p>第7 (同 左)</p> <p>2 技術長会議は、総合技術部次長、技術長並びに防災研究所及び<u>複合原子力科学研究所</u>の技術室長、企画・情報部情報基盤課長並びに総合技術部次長が指名する技術職員で組織する。</p> <p>3～6 (同 左)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この要項は、平成30年4月1日から実施する。</p>